

## 「人権感覚育成プログラム（学校教育編）第2集」の発刊にあたって

世界人権宣言が1948(昭和23)年に国連総会で採択されて70年が経過しました。この間、国内外で人権教育に関する様々な取組が行われています。国連は、平成17年から「人権教育のための世界計画」を開始し、5年ごとに段階を区切って、現在、第3フェーズ(平成27年～平成31年)に世界規模で取り組んでおり、平成30年には、第4フェーズに向けた内容の検討が行われました。

わが国では、平成12年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等に基づいて、様々な取組が行われており、平成20年3月には文部科学省から「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」が公表されました。

〔第三次とりまとめ〕では、人権教育の目的を達成するためには、人権や人権擁護に関する内容と意義についての知的的理解とともに、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めるような感性や感覚、すなわち人権感覚の育成が必要であるとされています。

こうした国内外の動向を踏まえ、埼玉県教育委員会では「埼玉県人権施策推進指針」(平成24年3月改定)、「埼玉県人権教育実施方針」(平成30年4月一部改定)に基づいて、積極的に人権教育の推進に努めています。特に、人権感覚の育成にあたっては、授業の中で児童生徒が自分で考え、感じ、行動することを通して、人権感覚を育成していく「人権感覚育成プログラム（学校教育編）」を平成20年3月に開発しました。また、続編として平成25年3月には、「人権感覚育成プログラム増補版（学校教育編）」を作成しました。

幸い多くの皆様に御理解をいただき、このプログラムは広く学校において活用され、児童生徒の人権感覚の育成に寄与しております。

さらに、「より多くのプログラムが欲しい」「新たな人権課題に対応するプログラムが欲しい」という要望に応えるため、平成29年度より、文部科学省の「学校教育における人権教育調査研究協力者会議」で座長をされている上越教育大学の梅野正信氏監修の下、本書「人権感覚育成プログラム（学校教育編）第2集」の開発に取り組んできました。このプログラムは、新たな人権課題に対応する内容のプログラムも組み入れ、各教科等の授業で実践できるように構成されています。

本書が各学校で広く活用され、児童生徒が人権について、知的理解にとどまらず、人権感覚を十分身に付けることで、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それを実践行動につなげられるよう願っています。

おわりに、本プログラムの研究・開発にあたり、御協力いただきました関係各位に対して、厚くお礼申し上げます。

平成31年3月

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課長  
吉野 雅彦